

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 29 日

各都道府県消防防災主管部局 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課

避難行動要支援者の避難に係る取組の準備及び
これに伴う地方財政措置の拡充等について

防災行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、令和 3 年通常国会に「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」（以下「法律案」という。）の提出が予定されており、成立した場合には、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難の実効性確保に向け、地方公共団体に対し、個別避難計画の作成について取組の充実が求められることとなります。また、福祉避難所については、受入対象者を特定して公示する制度の創設を予定しています。

これらの取組に関しては、「令和 3 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」（令和 3 年 1 月 22 日付け総務省自治財政局財政課事務連絡。別紙 1）及び「消防庁の令和 3 年度当初予算案、令和 2 年度第 3 次補正予算案及び令和 3 年度の消防防災に関する地方財政措置の見通しを踏まえた留意事項について」（令和 3 年 1 月 22 日付け消防庁総務課事務連絡。別紙 2）で周知されているとおり、上記法律改正に伴い令和 3 年度より新たに地方交付税措置を講ずることとされているほか、緊急防災・減災事業債について対象事業を拡充した上で継続されることとされております。

貴職におかれましては、下記に御留意の上、関係部局と十分連携を図り、避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた取組の検討及び実施準備を着実に進めていただくとともに、貴都道府県関係部局及び管内市区町村へ周知いただきますようお願いいたします。

1. 個別避難計画

- （1）優先度を踏まえた個別避難計画の作成及び作成経費に対する地方交付税措置について
- 作成に際しては、要介護度 3～5 の高齢者や身体障害者手帳 1 級・2 級等を所持している者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、計画作成の優先度が高いと地方公共団体が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、おおむね 5 年程度で個別避難計画の作成に取り組んで

いただきたいと考えていること。

また、その作成経費は、これまでの事例等から、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり 7 千円程度を要するものと想定していること。

これらを踏まえ、令和 3 年度より、市町村における個別避難計画の作成経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとされていること。

なお、内閣府においては、令和 3 年春頃に、作成の参考となる「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定、公表する予定である。

（２）作成推進のためのモデル事業について

令和 3 年度政府当初予算案において、自治体における効果的・効率的作成手法を構築するため、作成経費を支援するモデル事業を実施することとしているので応募を検討されたいこと（別紙 3 参照）。

なお、後日内閣府より、モデル事業の募集方法などについて別途御案内する予定である。

２．福祉避難所

（１）福祉避難所の制度の見直し等について

内閣府令等の改正により、福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示して指定する新たな制度を創設する予定であり、これを踏まえ、福祉避難所の指定避難所としての指定を一層進められたいこと。受入対象者を特定して公示することにより、指定避難所としての指定が進み、受入対象者への支援内容の検討や必要な物資の備蓄、非常用発電機等の設備の準備等を一層進め、一般の避難所で過ごすことに困難を伴う障害者等の福祉避難所への直接の避難を促進していくことにもつながると考えていること。

以上を踏まえ、内閣府において、令和 3 年春頃に内閣府令及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を改定、公表する予定である。

（２）緊急防災・減災事業債の活用について

地方公共団体が、指定避難所として指定されている福祉避難所や社会福祉施設である福祉避難所の防災対策を行う場合には、引き続き緊急防災・減災事業債を活用して整備を進めることが可能であるため、積極的な活用を検討されたいこと。

また、令和 3 年度からは、社会福祉法人等の福祉施設等[※]における豪雨対策に対して補助する場合も、新たに同事業債の活用が可能となったため、当該福祉施設等が指定避難所として指定されている場合の福祉避難所の機能の強化に当たっても積極的な活用を検討されたいこと。

※ 社会福祉法人等の福祉施設等には、社会福祉法人の福祉施設や、学校法人の特別支援学校や幼稚園等が含まれる。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
藤田参事官補佐、近藤事務官、石尾事務官（１．について）
赤司参事官補佐、長谷川事務官、秋吉事務官（２．について）
TEL 03-3593-2849（直通）
消防庁国民保護・防災部防災課
神田災害対策官、舘野係長、清水事務官
TEL 03-5253-7525（直通）